

河川・下水道事業調整協議会設置要綱

(設置)

第1条 近年、ゲリラ豪雨に象徴される局地的な大雨が多発していることを背景に、吉川市内の浸水被害を軽減するため、埼玉県と吉川市が連携して河川及び下水道の整備をより効果的に実施できるよう、事業間の調整を行うことを目的として、河川・下水道事業調整協議会（以下「協議会」という）を置く。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 浸水被害の状況及び要因の把握
- (2) 浸水被害軽減に向けた連携方策
- (3) 事業実施計画の調整、事業進度の調整等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認めた事項

(構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる機関（以下「構成機関」という）の職員をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、必要の都度構成員である吉川市の職員のうち最も上席の者が招集し、会議の議長となる。

2 会議の議事は、出席する構成員の全会一致で決する。

(関係職員の出席)

第5条 協議会は、検討内容について必要があると認めたときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、吉川市都市整備部河川下水道課に置く。

(情報公開)

第7条 協議会における資料及び議事の要旨は、協議会が必要と認めた場合は、公表するものとする。

(協議会)

第8条 協議会は、事務局が招集し、第2条第1号から第3号までに掲げる事項並びに同

条第4号に掲げる事項のうち協議会の指針、方針等となるべきものと認められるものを協議し、決定する。

(担当国会議)

第9条 協議会に担当国会議を置き、別表第2に掲げる機関の職員をもって構成する。

2 担当国会議は、事務局が招集し、協議会に諮る事項、協議会において指示された事項を協議し、事業実施計画及び事業進捗の調整並びに事業進捗の管理を行う。

3 担当国会議は、必要に応じて関係流域の市町村等の関係団体の出席を求めることができる。

4 担当国会議は、協議過程について、必要に応じて協議会へ報告するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、構成機関が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

(平成31年4月1日 改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

協議会の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			越谷県土整備事務所
			総合治水事務所
	下水道局	下水道事業課	
吉川市	都市整備部	河川下水道課	

別表第2 (第9条関係)

担当国会議の構成	埼玉県	県土整備部	河川砂防課
			越谷県土整備事務所
			総合治水事務所
	下水道局	下水道事業課	
吉川市	都市整備部	河川下水道課	

